

1～28期までの樹木医における『登録更新時の優遇措置』について

2018年度までに認定された樹木医登録者（第1～28期）が登録更新の適用を受けるか否かは任意としています（希望者は登録更新の適用を受けることができます）。

当センターおよび（一社）日本樹木医会は、樹木医全体の資質の向上及び樹木医資格の社会的信頼の確保を図るため、登録更新の適用を受けることを推奨しています。

登録更新にあたっては、一般財団法人日本緑化センターに資格の登録更新について申請を行い、登録名簿の更新と携帯認定証の交付を受ける必要があります（今年度は令和4年2月中）。

登録更新の条件
<ul style="list-style-type: none"> 登録更新の条件は5年間で樹木医CPD単位100単位以上の取得と定めています。 ①CPD単位は、「樹木医CPD」単位を前提とします。 ②単位取得は、年度あたり20単位以上の取得を推奨しています（強制ではありません）。

なお、任意参加者の皆様は、更新に必要な単位数について、以降に示すとおり2つの優遇措置を受けることができますので、この機会を是非ご利用ください。

（※申請時には、印刷したCPD実施記録証明書に、下表に示す優遇措置によって得られる単位数を欄外に手書きで記入してください。自動付与の機能は、現在、構築中となっています。）

過年度までの樹木医登録者（1～28期）と加算CPD単位数

期	認定後の実務経験年数 (以上～未満)	優遇措置		令和3年度の更新に必要なCPD単位数 (※3)	任意参加者（1～28期）の登録更新の受付開始～終了 (任意の登録期間は5年間)
		①経験年数に応じて加算されるCPD単位数(※1)	②日本樹木医会の会員であることで加算されるCPD単位数(※2)		
1～9期	20年以上	30単位	3.0単位×10年=30単位	40単位	令和2（2020）年2月1日～令和7（2025）年2月末日
10～14期	15～20年	25単位		45単位	
15～19期	10～15年	20単位		50単位	
20～21期	5～10年	15単位		55単位	
22期			3.0単位×9年=27単位	58単位	
23期			3.0単位×8年=24単位	61単位	
24期			3.0単位×7年=21単位	64単位	
25期	—	—	3.0単位×6年=18単位	82単位	令和3（2021）年2月1日～令和8（2026）年2月末日
26期	—	—	3.0単位×5年=15単位	85単位	令和4（2022）年2月1日～令和9（2027）年2月末日
27期	—	—	3.0単位×4年=12単位	更新受付前	令和5（2023）年2月1日～令和10（2028）年2月末日
28期	—	—	3.0単位×3年=9単位	更新受付前	令和6（2024）年2月1日～令和11（2029）年2月末日

注1. 実務経験年数に応じて設定。

注2. 樹木医合格後、次年度より日本樹木医会の会員となった場合を想定。樹木医会の会員は、機関誌やTDニュース等の購読をしているという前提で、年間3単位が付与される。

注3. R3年度（R4年2月中）に更新する場合で、優遇措置で得られる単位を引いた単位数。

受付期間／更新手数料	期間：令和4年2月1日～2月28日／手数料：11,000円（税込）
問い合わせ先	（一財）日本緑化センター樹木医事務局 担当・小田川 TEL.03-6457-5218（資格専用）、FAX.03-6457-5219 〒162-0052 東京都新宿区市谷砂土原町1-2-29 K,I,Hビル2階
メールアドレス	jumokui@jpgreen.or.jp